

中野区教育委員会会議録 平成24年第26回定例会

○開会日 平成24年8月3日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時24分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

大 島 やよい

○傍聴者数 3人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第32号議案 平成25年度使用教科用図書の採択について

[協議事項]

(1) 中野区立小中学校再編計画の改定について (学校再編担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 2 6 回定例会
(平成 2 4 年 8 月 3 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第26回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第32号議案「平成25年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第32号議案「平成25年度使用教科用図書の採択について」をご説明いたします。

前回の教育委員会でもご協議をいただいたところでございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づきまして、来年度使用します区立小学校用、区立小学校特別支援学級用、区立中学校用、区立中学校特別支援学級用の教科用図書についての採択をお願いするものでございます。

資料の平成25年度使用教科用図書一覧表1ページをごらんください。こちらにありますのが、平成25年度に区立小学校で使用する教科用図書でございます。これらは、平成22年度に採択いただきました教科用図書を4年間引き続き採択するもので、昨年度に引き続きの採択となります。

2ページは、平成25年度、小学校特別支援学級で使用する文部科学省著作教科用図書一覧でございます。

また、3ページから6ページまでは、平成25年度、小学校特別支援学級で使用する一般図書の一覧でございます。特別支援学級は、その障害の程度や状況に応じて、文部科学省

の検定を経た教科用図書以外に一般図書を教科用図書に使用することが可能であることが、学校教育法附則第9条に示されております。それにのっとりまして、各学校が児童の実態に応じて選定してきた教科用図書の一覧です。

7ページは、平成25年度に区立中学校で使用する教科用図書でございます。小学校と同様に、昨年度採択がえを行った教科用図書と同一のものでございます。

8ページは、平成25年度、中学校特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書の一覧でございます。

9ページ、10ページは、平成25年度、中学校特別支援学級で使用する一般図書の一覧となります。選定については小学校と同様でございます。

以上つきまして、採択のご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

特別支援学級用の教科書のことなのですが、小学校用も中学校用も、文部科学省が作成しているというのは科目が少ないようなのです。国語と算数とか数学とか。全部の教科はないみたいなのですが、例えば社会とか理科とか、そういうほかの科目については、一般図書の中で十分代替できるというか、内容的に整ったものが発行されているのでしょうか。

指導室長

そうですね。理科や社会は、どちらかという資料的な要素が大変強い内容になってきますので、学校のほうはいわゆる一般図書と言われるところから選んできているようでございます。

山田委員

今回の教科用図書とは直接関係がないかもしれませんが、教育基本法が変わりまして、日本の伝統文化を学ぶということで、例えば音楽であれば和楽器の導入ですとか、体育ではいわゆる武道の必修ということがあるかと思うのです。実技面での指導になりますので、この教科書以外に、何か現場として対応できるようなものが用意されているのかどうか。その辺をお聞かせいただけませんか。

指導室長

例えば武道で言いますと、柔道が必修という形で、それに対する対応なのですが、まず、今までよりも武道に特化した教員の研修を東京都の教育委員会も設定していますし、中野区の教育委員会としても設定しています。そのほか、地域で各種団体がありますので、そういう専門家のグループの方たちにボランティアとして登録していただいて、学校を支援していただくような形で教育委員会としては働きかけをしています。

飛鳥馬委員

採択については、私たちが採択した教科書ですので、そのとおり継続でよろしいと思いますが、ちょっと質問です。

教科書は採択されて4年間使いますね。途中で統計的な数字等で一部訂正とありますが、直される部分があると思うのですけれども、そういうものについては、一番新しい、これを今子どもたちが使っていますよという、採択時ではなくて、2年目、3年目になって一部統計的なものが直されたとかいうときには、新しいのを見たいというときには、教育委員会に見本が来るとか、インターネットでないと見られないとか、今までちょっと考えたこともないことなのですか。現場は新しいのを使っているのは確かなのですけれども、一般の方が見られるというか、そういうのは何かあるのでしょうか。

指導室長

今、確実な情報が手元にはないのですが、例えば教科書の一部が直された場合に、出版社から「このページについてはこういうふうに差しかえてください」というものが送られてきますので、そういう形で対応する、学校も対応できるかというふうに考えております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第32号議案を原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

以上で議決案件の審査が終了いたしました。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、非公開での協議を予定しています。したがいまして、日程の順序を変更し、報告事項を先に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、報告事項を先に行うこととします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から。

前回7月27日の第25回定例会以降の主な委員の活動について報告いたします。

7月29日、平成24年度海での体験事業視察。私、大島委員、田辺教育長が出席いたしました。

まず、この海での視察事業ですが、6時45分に集合しまして、子どもたち22人とスタッフの方と一緒にバスに乗って沼津に向けて出発いたしました。遊覧船で30分かけて大瀬海水浴場に着いたのですが、非常に小じんまりとしていて、波も緩やかで、透明度も高く、いい感じの海水浴場でした。子どもたちは非常に興奮してしまって大喜びでした。泳力で2グループに分けて、最初に少し泳いだ後、ライフセービング講習をしました。そこまで見まして、我々一同は帰路につきました。私は水着を持参しまして、一緒に泳ぎはしなかったのですが、一緒に海につかって、子どもたちの様子やスタッフの方の状況をちょっと見させていただいたのですが、非常によかったです。事前講習もやっていたので、子どもたち同士が結構仲よくなっていたので、2泊3日でもう帰ってきていると思うのですけれども、なかなかいい体験になったのではないのかなと思います。

あと、7月31日に沼袋の区民活動センターで行われた沼袋アンブレラハウスの夏休み体験ボランティアというのに参加してまいりました。これは、私が短期大学でボランティア活動の授業を担当していますので、そこの履修者と、あと、近隣の第七中学校のボランティア部の生徒さん、緑野中学校の有志の生徒さん、中野工業高校の生徒会の皆さん、沼袋アンブレラハウスのスタッフの方。区民活動センターの2階は障害者福祉会館になっていますので、そこに通われている障害のある方も参加されて、沼袋の駅で行っている傘の無料貸し出しコーナーの傘の修理をお手伝いしました。午前中、半日なのですが、中学生、高校生も熱心に活動して、非常にいい体験だったと思います。

学生に聞いてみると、「傘はいつでも買える」と。「私が子どものころは修理して使っていたんだよ」と言うと、「えっ、そうなんですか」と、何かおじいさんを見るような目で見られてちょっと心外だったのですが。遺失物の傘を大切に整理しまして、貸し出し用に出す。返却率は5割が目標だそうです、いいところ3割だそうです。こういう活動は、いろいろなところで始めるのですが、大体半年で潰れるのですけれども、沼袋のアンブレラハウスは地元のご年配の方が頑張っていて、もう10年になります。及ばずながらといいますか、少しですが、私どもの短大でもお手伝いしています。近隣の小・中学生も、本来ですと、障害がある方やお年寄りに対してのボランティアが多いのですが、そうではなくて、そういった方に教わりながら一緒にやるということは非常に意義がある活動だと思いました。緑野中学校の校長先生もいらして挨拶をされていきましたし、あと、緑野小学校の先生も、今後参加できるかどうかということで体験で入っていましたので、地域が一体になって非常にいい活動だと思いました。

私からは以上です。

それでは、大島委員、お願いします。

大島委員

私も7月29日、海での体験事業にご一緒させていただきました。今、委員長のほうから詳しいご報告があったので、そのとおりなのですけれども、ともかく、まずびっくりしたのは、子どもたちがすごくにぎやかというか、仲がよさそうで、まるで同じクラスの子たちみたいな仲のよさだったのです。学年も5年生と6年生の二つにまたがっていますし、学校はばらばらなのですけれども。事前にプールでの講習というのが何回かあるので、もちろん顔見知りにはなっているだろうとは思っていましたが、それどころではない、昔からの友達みたいにみんな仲がよさそうで、エネルギーも発散している感じでよかった

と思います。

海も非常に穏やかですし、透明な海で、底が透けてみえるような。それで、お魚もたくさん泳いでいるそうです。今回の体験授業のプログラムでいいなと思ったのは、泳ぐことはもちろんなのですが、それ以外のこともいろいろ体験できるというプログラムになっていることだと思うのです。私たちが行った一日目は、ライフセービングの講習ということで、心臓マッサージのやり方ですとか、もし実際に溺れた人を見つけたらこうするのだよということで、赤い浮き棒とでも言うのでしょうか。四角い棒みたいなものを溺れている人のところまで持って行って、溺れている人の体に巻きつけてとめると浮き輪みたいになるわけですが、それで引っ張ってくるとか、そういうのを実際にやってみるというようなプログラムがありました。私たちはもう帰ってしまった後ですが、次の日とかには、シュノーケルを使ったダイビングの体験とかもあったりして、個人、家庭ではなかなかできないような体験もやってくれます。それに、スタッフの方の数もとても多くて、2人に1人ずつつくような体制になっているらしいのですが、すごく手厚い指導がされているなというふうに思いました。もちろん、安全面もしっかりやってくれているようですし、指導のほうもすごく丁寧で手厚いし、いろいろな体験ができるという意味でとてもいいのではないかと。

また、親元を離れて子どもたち同士で生活するというのも、子どもにとっても、また成長のいい機会になるかというふうに思われました。私の子どもはもう成年になってしまっていますけれども、例えば小学生の子どもがいたら、自分も子どもを参加させたいと思うような体験でございました。

以上です。

高木委員長

それでは、山田委員、お願いします。

山田委員

29日は、福井県で性教育指導セミナーというのが日本産婦人科医会の主催で行われました。毎年1回ですが、性に関する指導の勉強会を開いていまして、ことしは福井県で行われました。前回の教育委員会でも報告しましたように、今、産婦人科医会のほうの一つの課題は、胎児虐待をどのように予防していくかということの地域連携ということで、今回の指導セミナーの中でも、「子ども虐待死の検証～1か月齢を迎えられない子供たち～」という演題で、例えば、日齢ゼロ日で子を亡くしたお母さんには10代の方が17例もい

たと。初めての妊娠であったけれども、その家族が気づいた状況が余りない。産み終えた後、すぐに殺害してしまっているというようなことがあるので、こういった方たちに、「生きるとは」「生殖とは」というところの、望まない妊娠を防ぐための性的な教育が必要ではないかということが振り返りでございました。一方では、何回か妊娠を繰り返していて胎児虐待を繰り返している方たちにはどうしていくのかという議論もございました。

それから、一つおもしろいセッションは、「思春期は“今”...反抗しない若者たち」ということで、実は反抗期の形が変わってきているということ。今までは、例えば、母親とか父親とか、特定の人に向けられて反抗したけれども、最近は、特定しない、ただ単に逃避をしてしまう。自分の部屋に入ってしまう。この10年の間にそれほど変わってしまったと。そういった子どもたちの状況は、その子どもたちが親になったとき、親育が育っていないのではないかという警鐘がありました。ということは、最初に出会う家族の中での育みとか、そういった営みがないと、子どもはきちんとした成長をしていかないのではないかということ。看護大学の教授のほうからそういった調査を含めての発表があり、反抗しない子どもたち——確かに、いろいろな事件を起こす子どもたちは、多くの場合、非常にいい子だったということが言われていますけれども、その反面ではそういった状況が起きていて、どこかでキレてしまうというようなことが起きているということで、では、どのようにしたらいいのかというのがこれからの課題だろうと。やはり生まれ育った家庭環境、家庭の中での教育が一義的に必要ではないかというようなご提言がなされておまして、そういった意味からのアプローチも大切なのではないかというふうに思いました。

当日は、もちろん、産婦人科医とか養護の先生方も多くお見えになっておりましたけれども、地元の看護大学の学生さんなども一緒に勉強して、シンポジウムなどにも加わって活発な議論が行われました。年に1回ですけれども、こういったことを通じて、みんなでそういったスキルを学んでいくということで非常に勉強になりました。

もう1件ですけれども、昨日は、大宮におきまして関東甲信越静学校医協議会が開催されましたので、出席いたしました。今回の中では、一つ情報提供ですけれども、前々から言われておりますように、学校健診による運動器健診ということ。いわゆる子どもたちの運動能力が両極化してしまっていて、運動に非常に親しんでいる子と、もう一方では、ほとんど運動しない、運動機能不全と言うべき子どもに分けられるということで、その対応でございます。

新しい言葉の中では、皆さん方、「メタボ」というのはご存じだと思うのですけれども、

肥満、高血圧、高血糖、高脂血症、これが動脈系の疾患に伴っての脳血管疾患とか心臓疾患にかかわる。

もう一方で、最近言われているのは「ロコモティブシンドローム」。聞いたことが余りないのではないかと思いますけれども、「運動器症候群」ということです。これは、例えば脊柱管狭窄だとか、変形性膝関節とか骨粗しょう症など。要するに、寝たきりの方を振り返っていくと、一方では脳梗塞ですけども、もう一方では骨折なのですね。それはやはり骨の変化、骨の質と骨量が大切だと。この二つは子どもたちの生活習慣に関係するのではないかということでありました。

もちろん運動器健診ですので、例えば、就学前健診のときに多少の運動機能をチェックするというをやってみたらどうかと。例えば、今、肩が上にきちんと上がらない子どもが結構いるのだそうです。それから、前屈をして床に手がつかない子が半分ぐらいいるとか。それから、かかとをつけたまま、膝を曲げてしゃがむときに後ろに転んでしまう子どもが多いとか、考えられないような子どもがいる。それをいろいろなチェックをしていて、5項目のチェックで、1項目でもできなかった場合、プラスとした場合には、四十何パーセントの子どもがいるのではないかということ。これは就学前健診でやったチェックの結果です。

それに対してどのようにするのがこれからの課題で、中野区の教育委員会でも就学前の運動機能のことについていろいろ議論しておりますけれども、基本的な遊びの場を失ってしまっている今の子どもたちの現状について、学校の中といたしますか、どのようにしていくのか。今、オリンピックをやっておりますけれども、ああいった非常にたけた子どもと、もう一方ではということになりますと、なかなか難しい現状がある。そういったことで、運動器健診というものをこれからの学校の中でどのように取り入れたらいいのか、その振り返りとしてどのようにしたらいいのかということの議論がなされました。

大宮は暑かったですけれども、非常に有意義な会議でございました。

私からは以上でございます。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

ありません。

高木委員長

田辺教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

それでは、各委員から以上の報告につきまして補足、質問、ご発言はありますでしょうか。

飛鳥馬委員

今、海での体験事業の報告がありました。行かれた先生方ではなくて事務局の方でもいいのですが、地震と津波の対策がどんなふうになっているのかなというのがちょっと気になったものですから。つまり、子どもたち、あるいはインストラクターと一緒に泳いだりしているわけですが、現場で地震なり津波なりがあったときに、どういう系統で情報が入ってくるのか。自治体から入ってくるのか、あるいは旅館、宿泊施設なのか、その現場にいた区役所の責任者が判断しなければいけないのか。その辺の情報の経路みたいなものと、あと、避難場所等があったら、こういうところが指定されていたとか、何メートルぐらいですよとか、そんなことがあったらちょっと教えてください。

副参事（学校・地域連携担当）

まず、警報という形になりますけれども、東海沖地震ということで、従来から実施した海岸につきましては、津波に関する警報が防災無線で行政のほうから流れるというような形になっております。実際に避難経路等につきましても事前に確認させていただいております。まず、お宿のほうに入った後に、地震があった場合はそこからどういうふうな形で避難するか、また、海岸であった場合にはどういう形で避難するかというような、まず避難の訓練をさせていただきまして、それから実際に海での活動に入るというような形で進めさせていただきました。

飛鳥馬委員

訓練をしてというのは、行ったときの一日目に何か説明があるのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

そのとおりでございます。まず、お宿に入って、そこからどういうふうに避難するか。一日目に、まず海に入る前に、あった場合はということで、避難経路がしっかりございますので、そこに実際に子どもたちと一緒に歩いて行って、こういう形で避難するのだよとこのを確認してから授業の方に入るという形でございます。

飛鳥馬委員

それで安心しましたけれども、子どもたちを連れていくのは海だけではなくて、軽井沢もありますけれども、その他、遠足、修学旅行とか、校外学習がいろいろありますね。多分これは日本全国どこでもやらなければならないことだろうと思うのですね。ですから、どんなふうに一律的にできるか、決められているか。今までだったら、私たちはホテルとか旅館に行くと、「ここが非常階段ですよ」とか、「グリーンランプがついていますよ」という説明はありますけれども、それプラス、地震とか津波について、行った日に先生方とか引率者、子どもたちに話をする。火災の避難だけではなくて、そういうものがこれから必要なのだと思ひまして、そういう計画を立てているのだと思ひますけれども、ちょっとお聞きしました。

高木委員長

実際に海に行ったときには、子どもたちは入りたくて仕方がないのですけれども、最初に、避難路の確認で、海の家の間をちょっと縫っていったところで、私も一緒に行きました。結構狭い階段を上がって一次避難所、さらに上がって二次避難所まで行って確認しました。三次避難所は「あそこだよ」と言って場所を示して確認しました。この大瀬海岸は、割と海岸からすぐ切り立って、山みたいな感じになっているのですね。なので、民宿があるところも海拔20mぐらいなので、日々の行ったり来たりは大変で、我々も、帰りのとき、「あそこまでもう1回上がって着がえるのか」と思ったのですが。そういう点では、巨大な津波が来たらまた上に行かなくてはいけないのですが、ちゃんと裏山というか、上がれるところはありますので、そういう点では津波には比較的強い地形になっていますし、着いた日にきちっと避難訓練をやるのを我々も確認してまいりました。

山田委員

もしわかればですけれども、参加した子どもたちで海が初めてという子は何人かいるのですか。割合としてわかりましたら。

副参事（学校・地域連携担当）

大変申しわけございません。海の体験が初めてかどうかというところまでアンケートはとってございませんのでわかりませんが、様子を見ている限りでは、余りなれ親しんでいるというふうにはちょっと受け取れなかったです。海の体験は非常に少ないのではないかとこのように受け取りました。

山田委員

ありがとうございました。これから、場合によっては冬はスキーに出かけるような子どももいるのですけれども、例えばスキーの経験があるのかなのか、その辺をお聞きになってみるのも一つの考え方かなと思いました。もし可能であれば、そういったことも今度行ってください。

高木委員長

私から山田委員に。

山田委員のご発言の中の関東甲信越静学校医協議会で、運動の二極化というお話があったと思います。私の子ども、長男と次男がちょうど二極化の見本のような形で、下の子が小四でサッカー大好きで週2回習ってしまっていて、時間があると勉強の合い間にしています。一方、長男のほうは中2なのですが、暇があれば本を読んだりして、中学校へ入って標準服をつくる時にウエストの大きさのことを言われて、私もちょっと持病の関係があるので、長男と一緒に朝、ラジオ体操をやって、腹筋をして、縄跳びをするというのを日課にしまして、長男は腹筋が50、縄跳びが250、毎朝やっています。1年ぐらい続けまして、この間はかったら、ウエストが大分細くなっていました。やはり、人間、運動好きにはなりません。時間があればごろごろはしているのですが、そんなに太っているという感じはなくなりました。夏休み前に、小学校も中学校も視力とか歯科の健診がありまして、家にカードが来るのですね。長男は歯磨きを直したほうがいいと思うのですが、必ずこの時期に、妻から「夏休みなんだから、あなた、連れて行ってね」と言われて、歯医者に行って歯のクリーニングをやるのです。ですから、山田委員がおっしゃったように、学校でそういう健診をやって、注意が来て、1回病院に連れていけばすむ、とかそういうことではないのでしょうかけれども、家庭に何か注意を出すというのはなかなかいいのではないかと私も思います。

山田委員

ありがとうございます。「ロコモティブシンドローム」という名前を普及しながら、運動器の持つ意味ですね。それを客観的な仕様でチェックする。それを学校にも返しますし、保護者にも返すということで、「おたくのお子様はこういうところがその他の子どもに比べて弱いですよ」というようなことを言ってあげる。それは多分、中野区でやっている体力測定の結果などと同じだと思うのですが、それをもうちょっと専門家の立場からアドバイスできるようなことが行われていけば、少しでも体を動かすことの意義、その楽しさを伝えるようにできればと思います。それは、学校だけでなく、地域・家庭にもその

情報をお伝えするというようなシステムティックなことで地域として取り組むということがこれから大切なのではないかと思います。

大島委員

私、先ほどの山田委員のお話の中で、反抗期というものが変わってきているというか、なくなってきているというか、そういうお話で、ちょっとショックといたしますか、驚いたのです。一般的に今まで反抗期というのは、自我が芽生えて、自我とその周りにいる親とかとの間で主張し始めるというところで反抗が起こると。それも人間の成長の一過程だというふうに思っていたのですけれども、反抗期がなくて逃避してしまうというのは、全般的に今の子どもに言える傾向なのですか。それとも、特殊な子どもだけで、そういう子が少し出現しているというようなことなのか。その辺の情報がもしありましたらお願いします。

山田委員

だれに限ったということではないのではないかと、総体的にだと私は思いますね。最初は、委員おっしゃるように、反抗期というのは自我の芽生えから来るわけで、おそらく、母親の過干渉に対していろいろと反抗するとか、今度は父親がかかわることに対して無視をするというようなことだと思います。今まではそういったターゲットが定まっていて、それで葛藤しているわけですがけれども、今は、どちらかという、親そのものと会話をしないとか、下手したらメールでやりとりしてしまうようなこともあるかもしれませんね。何かを言われても、今、「まあね」「うん」というような感じではないですか。我々が話していても、「ええ、まあ」「そんな」というあいまいな返事してしまうとか。親と一緒に空間を共有することが嫌なので自分の部屋に行ってしまうとか、自分の部屋でパソコンをいじってしまうとかいうふうになりつつあるのではないかとこのころに警告を発しています。だから、単純な話、夕食はテレビを消してみんなでお話をして食べようということができればいいのですけれども、今、子どもたちは忙しいですから、やれ、塾だ、何だという、個食になってくる。そういったことでいいのでしょうかという警鐘を鳴らしているのではないかと私は思っているところです。

大島委員

そうすると、生活の仕方の変化というようなことも関係してくるのでしょうか、「昔はよかった」と言うといけないのでしょうかけれども、我々のときなどは、パソコンもありませんし、携帯だとかもありませんから、家族が茶の間に集まってきて夕飯というような、

そういうライフスタイルがどこの家庭でもあったと思うのです。それがだんだん個々で活動するみたいなことになって、食事の時間もばらばらとか。生活は、我々、どうしようもないといえますか、いろいろな状況でそうならざるを得ないという部分もあるから難しいのでしょうか、人間としての本来踏むべき成長の過程が欠落しているみたいなものというのは非常に問題だと思うのです。とって、私も、すぐどうしたらいいかわからないのですけれども、教育委員会でももうちょっと考えてみる必要があるのではないかと今思ったところです。

山田委員

そうですね。今回のセミナーの中で、例えば児童虐待とか胎児虐待という話はこの間も発言しましたけれども、人間であれば、子どもを妊娠し、出産するという行為は生物学としては当然の行為なのです。それすら変えてしまっている人が出てきている。もう一方では、将来、自分が親として養育していく、そこまで踏み込んだこともどこかで教えていかないと、それこそ生きる力なのだろうと思うのです。動物学、生物学としての親もありますし、人間独自としての親、その育成についても、この反抗期がなくなってきたのはそれを提言しているのではないかと私は思っています。それをどのようにこれからもう一度取り戻すかというのは、私は、先ほどお話ししたように、最初は最小単位である家庭の中でやっていく。それが、子どもが学校という新たな世界に入ったり、地域との出会いがあったりということで社会を形成していく。もう遅いかもしれませんけれども、そうしていかないといけないのではないかと。だから、学校教育の中で、生きる教育というのはそれだと思うのです。尺度がはかれるようなものだけが教育ではないということをもう一度確かめてやっていかなければいけないのではないかと今回のセミナーを通じて思っていて、反抗期が薄らいでいるというのはゆゆしき事態だなというふうに思ったものですから、きょうご報告いたしました。

高木委員長

学校の教育の中では――我々が学校を見ても、いろいろな形でコミュニケーションですとかグループワークというのはふえていると思うのです。例えば修学旅行のときは、私の世代ではガイドさんに連れられてみんなで一斉に移動するような形なのが、今はグループで、自分たちでプランをつくって自分たちで回るといったような形になっていますよね。そういった形で、多分、学校はかなり頑張っていると思うのです。ただ、自分の子どもを見ていると、私も家に帰ってくるのは9時過ぎなので、夜は一緒に食べられないのですけれど

ども、友達と遊ぶというのが減っているのですね。小学校3、4年でも週に1回遊べればいいほう。中野は、私の子どものころもなかったのですけれども、空き地もないですし、公園も必ずしも安全ではないような場合もあるので、もう1回学校に戻って校庭開放で遊ぶということぐらいで、どうしても集団で遊ぶ経験が少ないのかなと。自分の経験で言うと、5、6年になると10人とかで遊んだような記憶があるのですが、息子を見ていると、せいぜい2、3人ですよ。よく山田委員もおっしゃっていますけれども、ゲームをやったりして。ゲームがだめとは言いませんが、うちに来た場合は、妻が強制的に「半分はサッカーね」と言って、狭い庭ですけれども、ボール遊びとかをさせるのです。友人関係でも家族関係でもやはり人とかかわりが少ない。

本学の学生を見ていると、最近の学生は確かにおとなしいですよ。「はい」と言うことを聞くのですけれども、やらない。やはり反抗はしないですよ。短大でも、学校に来ない学生は親を呼んで面談をするのです。そうすると、「いや、家でも余り話していないんです」と言われてしまうと、「そこら辺の根源的なところは、19、20歳になってから学校の教育だけで直すのは難しいので、家庭とも連携して」と言うのですけれども、「私も仕事がありますから」と言われてしまうと進まない。大変ですけれども、幼稚園、小学校、中学校ぐらいのときから区民の方とか学校で働きかけていくというのが、地道ですけれども一番重要なのではないですか。

飛鳥馬委員

一つは、「反抗期」という言い方が今でも使われているのかどうか、私、ちょっとわからないのですが、一時、「反抗期、反抗期」ということを子どもの成長に従って言ってきたわけですね。昔から言われているのは、親と価値観が違って、親が押しつけるというか、大人の社会が中心ですから、反抗するというのは、親の大人の社会があって、それに子どもが反抗するというとらえ方ですから、そうではないのだよと。やはり子どもは子どもとしての人格があって、1人の人間なので、反抗というのはおかしいのだよと。大島先生がさっき言われた「自立」というか、そういう時期なのだよということが随分言われた時期があったと思うのですけれども、今、それがどうなっているかわかりません。わからないのですが、そういう考え方もあったりして。

今、話を聞いていて思っているのは、親が、大人が非常に優しくなっていると思うのです。昔みたいに、何が何でも親の言うことを聞けとか、これをやれとかというのはあまりないし、衝突する場面そのものが非常に少なくなっているのかなと思うのですね。そ

れはいいことなのか悪いことなのかわかりません。あるいは、いいことなのかもしれないのですけれども、余りしつこくやると虐待とか言われてまた問題になったりする。子どもの意欲にもかかわるとは思いますけれども、こういう非常に複雑な要素が絡んでいってそうになっていると思うのです。でも、実態としては、意欲がちょっと足りなかったり、おとなしくなったり、反抗しなくなったり。確かにそうなのだろうと思うのですね。

それをどうするかというのが今後の課題かもしれません。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局からの報告事項はありますでしょうか。

事務局

ございません。

<協議事項>

高木委員長

次に、協議事項に移ります。

「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場で、まだ確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。従いまして、本件協議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても再編計画の改定素案が発表されるまでの間は非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方は会場の外にご退場願います。

また、本件協議事項に関係のない幹部職員につきましてもご退場ください。

(傍聴者・事務局幹部職員退場)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

高木委員長

それでは、事務局から説明をお願いします。

副参事(学校再編担当)

「中野区立小中学校再編計画の改定につきましては、7月20日の教育委員会におきまして、今後の協議を進めていくに当たり、B案をもとに、通学距離などを考慮して事務局で資料を作成するようという指示がございました。本日、資料を用意いたしましたので、説明いたします。

始めに、中学校の通学区域の見直し図、C案というものです。A3判の地図でございます。こちらのC案でございますが、これは、7月20日の教育委員会で配付したB案をもとに、通学距離等を配慮して作成したものです。B案からの変更点としましては、B案で緑野中の通学区域としていた地域のうち、大和町一丁目・二丁目、野方一丁目・二丁目の一部、この地域は現行の啓明小の通学区域に当たりますけれども、ここを四中と八中の統合新校の通学区域に変更しております。

2点目の資料が、A4判1枚の「平成24年度推計による生徒数及び学級数比較表」です。C案につきまして、各中学校の生徒数と学級数を町丁別に案分して算出した数値でございます。学級数は、35人学級を想定して算出しています。網かけをしてある部分がB案と変更がある部分です。緑野中が生徒数261人で、学級数が9学級、四中と八中の統合新校が生徒数516人で、学級数16学級というふうに推計しております。

なお、7月20日の教育委員会で、学区域を幹線道路で区切ることについてということで、C案でもそうなのですが、南のほうの、青梅街道の北側に飛び出している部分について青梅街道で区切ることにはできないのかという指摘がございました。これについては検討いたしました。この青梅街道から北側に入り込んでいるこの中央二丁目の部分、この地域は、今、桃園小に通っている地域なのですが、青梅街道で区切りますと、現在の

青梅街道の横断は避けられますが、どの学校に通うかということになりますと、塔山小もしくは谷戸小に通学することになります。いずれの場合も、山手通りですとか、大久保通りですとか、幹線道路を横断しないと通学ができないことになりますので、青梅街道で通学区域を区切っても別の幹線道路を渡らなければいけないという問題が生じてくるということになります。

それから、学校再編の計画の改定につきまして、お手元に配付の文書のとおり、教育委員長あてに要望書が提出されておりますので、報告をいたします。

要望書は、東中野四丁目町会と東中野五丁目小滝町会から町会長の連名で7月30日付で提出されたものです。件名は、「中野区立小中学校再編計画改定に対する要望書（学校再編後も現在の第三中学校の位置に中学校の存続を要望します）」というものです。

趣旨としましては、現在、東中野地域にある第三中学校は、学校再編計画の中で中後期の再編対象校になっていますが、再編後（統合後）も現在の位置に中学校を存続させていただくことを要望しますというものでございます。

資料の説明等は以上でございます。

高木委員長

それでは、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

C案の、緑野中が人数で言うと百十何人か減って、そのままそっくり四中・八中のほうにふえるということですか。

副参事（学校再編担当）

そういうことでございます。B案からC案への変更点が、大和町一丁目・二丁目、野方一丁目・二丁目の部分ですので、その部分の学区域が緑野中から四中・八中の統合新校に変更になっております。そういったことで、その部分の生徒数が緑野中からそっくり四中・八中の統合新校のほうへ移っていくということになります。

大島委員

B案からC案に変更したそれぞれの理由というのはどんなことか、ちょっと説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

緑野中の通学区域のうち、大和町一丁目・二丁目、野方一丁目・二丁目、いわゆる今の啓明小の通学区域の部分につきましては、緑野中までの通学距離が長くて中野中のほうが

近いということがございます。そういったことから、緑野中の通学区域を今の北原小のところまでとして、啓明小の通学区域を四中・八中の統合新校のほうに移した、変更したということがございます。

高木委員長

緑野中に関して、B案からC案の変更というのは、環七を渡ることを考えると妥当なのかなと私は思うのです。環七は渡れる箇所が非常に少ないですね。歩道で渡るところは、新青梅街道のところと線路沿いぐらいで、あと、歩道橋が3か所ぐらいですかね。なので、かなり迂回しないとイケないので、北原小より南の地域から緑野というのは、距離以上にちょっと通学しにくいのかなと。しかも、将来的に西武新宿線が新井薬師前と沼袋のところは地下化、立体交差化しますが、野方はもう上がってきてしまって、ここは地下化しませんので、環七以西の部分については、当面というか、環七の関係があるので踏切は残るような形になりますから。ただ、いかんせん、この人数はちょっと少ないですね。逆に、緑野中が小規模化してしまう気がしますので、難しいですね。もし緑野中の一定規模を確保しようとする、平和の森小を分割しないとできないということですか。

副参事（学校再編担当）

現行の平和の森小学校については、北側の部分については緑野中の学区域に入っております。そのことによって一定数の学校規模が保たれているということです。

小学校と中学校の通学区域の整合をなるべく図るといった観点から、今回は平和の森小学校については中野中の通学区域と合わせたという形にしておりますので、そういったことが生じております。その部分についてどう考えていくかということになるかと思えます。

高木委員長

通学区域の整合性を最初に掲げているのですが、それはちょっと脇に置くと、15年後か20年後かわかりませんが、西武新宿線はこのエリアは地下化になります。そうすると、南北交通はかなり楽になります。私も2年前まで、朝、息子を通級に連れていくのをやっていたのですが、西武線が10分以上あかなくて何回か遅刻しそうになったことがあります。子どもたちの登校は多分もうちょっと早いのでしょうかけれども、やはりあかない。そこは解消されるのですが、そもそも論ですね。通学区域の整合性をどの程度とその担保、どっちを重視するか。

あと、C案ですと、中野中学校もほぼ真ん中のエリアにはありますから、通学距離ということではいいのでしょうかけれども、南北の校区の広さということだとかなり広く、これ

は何キロぐらいの感じになりますか。2 km。

副参事（学校再編担当）

下にスケールがございしますが。

高木委員長

はい。700mの3スケール分ぐらいですから、やはり南北2 kmちょっとぐらいですか。通学距離としては、多分、それよりも短いのでしょうか。

大島委員

この案は、今、学区を区切る境界について示してあるわけですが、その中で、中学校がどの位置になるとか、それはまた次の段階で考えるということでもいいのですか。

副参事（学校再編担当）

現段階では、中学校の学区域ということで示してございます。その中で、統合新校の位置をどうするかといったことについてはこれから考えていくということになります。

大島委員

どういうふうに区切るとしても、その区切られた区域の中の、できれば中心に近いようなところに、つまり、どこからも均等に近い距離にあるところに中学校があつたらいいというのは素朴に思うわけです。その学区域の中の端っこのほうにあると、一番遠いところからは通にくいところがあるので、区切り方はもちろん重要なのですが、その中で中学校はどこに置けるのかということと私はどうしてもセットで考えてしまうようなところがあるのです。今、そういうことまで余りこだわらないほうがいいわけですか。

副参事（学校再編担当）

統合の場合、2校を1校、もしくは3校を2校ということになりますので、一般的には統合する学校のどちらか、それから、3校のうちの2校のいずれかにつきまして統合新校の位置とするということになっていくのかなと思います。ただ、統合する区域の中に複数の小学校の統合とかもございしますので、そういったことで統合新校の選択肢として検討する余地は出てくるのかなというふうに考えております。

山田委員

ちょっと教えていただけますか。

中野中の学区と緑野中の学区の地図を見ていて、鷲宮二丁目というのは、今は四中・八中の統合のところの学区に入っていますね。これを緑野中、北原小の学区に入れるということではできませんか。

副参事（学校再編担当）

鷺宮二丁目の部分ですね。この部分については、現行、鷺宮小学校の学区域で、かつ、八中の通学区域になっております。

山田委員

それを変える。

副参事（学校再編担当）

通学区域を変更することによって緑野中の学区域にするということについては技術的には可能です。ただ、地域の問題、それから、今まで通学区域だったところを変えるということがありますので、いろいろなことを検討しなければならないと思いますが、技術的にはできないことはないと思います。

山田委員

緑野中の人数の問題もあるし、地理的な要素ですね。鷺宮小と北原小でやると、それほど距離に差はないような感じがしないでもないかなというふうにこの地図を見て思ったのです。

高木委員長

端っこから攻めていくと言うとおかしいのですけれども、固めていくように、言い方は悪いのですけれども、ジグソーパズルのような形で、これまでで、一番南から2校区と、あと七中のところ、北中野は周辺との整合性があるのですが、ここは大体こんな感じかなということになっていて、残りが非常に難しい。その中で、だんだん外からということですと、三中・五中・十中のところは非常に難しい。今回、要望書も来ているのですが、ここを少し考える必要があるのかなと思うのです。この組合せというのは、今、南北で二つに区切っていますよね。例えば東西で区切るとか、そういう案とかは事務局としては検討されなかったのですか。案としてはこれが一番いいというような形なのですか。

副参事（学校再編担当）

この中学校の中にあります小学校区、その組合せといったことも考えますと、こういったような形で区切っていく考え方かなというふうに思っております。

山田委員

今のところ、三中・五中・十中の周辺で大きな用地があくような話はないですか。

副参事（学校再編担当）

統合新校として新たに使えるような用地という意味でしょうか。

中学校の区域としては、今、旧九中が十中の学区域に入っています。この部分があるのですけれども、旧九中につきましては、中央中と九中を統合した経緯がございます。そこを新たな中学校として利用するということは、地域の納得とかもなかなか得にくいということで難しいかなというふうに考えております。

山田委員

もう1点。

この周辺の学区の中の小学校の用地はみんな余り大きくないのですね。大きい用地を持っている小学校はない。谷戸小にしろ、塔山小にしろ、ないですよ。校地としてはそんな大きくない。

副参事（学校再編担当）

校地もそうですけれども、ここの中で統合対象となっている小学校は今のところございません。中後期の組合せで統合対象となっている学校はございませんけれども、この中では、上高田小の小規模化がちょっと進んでおりますので、これについてはどうしたほうがいいのかということについてこれからご議論いただくことになろうかなと考えております。

山田委員

桃二小の校地面積はどのくらいありますか。そんなに広くないのでしたっけ？ 道路を隔ててはありますが、校地としてはそんなに大きくない？

教育長

二つ合わせますと、そこそこあります。

副参事（学校再編担当）

ちょっとお待ちください。

——桃二小については約8,000平米です。

教育長

やはり中学校として利用するのはちょっと狭いですね。なおかつ、今、桃二の中野五丁目ともみじ山通りに近いほうと中野六丁目は子どもの数も結構多くて、桃二小学校自体はちょっとふえているのですね。ということがありますので、小学校として引き続き利用するしかないかなと。

山田委員

何回も繰り返すようですが、三中・五中・十中というのが区境のところの川沿いなので、立地条件は非常に悪いのですね。そこに学区を合わせていくということが。一つだけなら

何とか賄い切れるのだけれども、三つあるものですから、これが非常にタイトなスケジュールになってしまっているかなというふうに思ったので、どこか真ん中辺の小学校を転用できればなという発想だけです。校地としてそんなに広くなければ、いたし方ないかなという感じですね。あと、桃二は住宅街のど真ん中ですからちょっと厳しいかなと思います。

九中は確かに魅力ですけれども、今までやってきた経過からすると、あそこはちょっと厳しいでしょうね。

高木委員長

ここの三中・五中・十中の案ですと、桃二のところが下のほうに行くような形になっていますが、特に中野五丁目あたりですと、目の前に中野中学校があつて、従来ですとそこに行けたのがかなり遠くに通うことになるというのが1点。

あと、中央線を越えていく形になりますね。たしか、ここも通過できるところがそんなになかったと思うのですが、東中野と中野の間というのは南北通過できるところが何か所ありますか。

副参事（学校再編担当）

正確な数はちょっとわからないのですが、ここの地域に関しては、もみじ山通りのところがアンダーパスで通過できることになりますので、中野五丁目の方についてはそこを利用することになろうかと思います。

教育長

今のもみじ山通りのところのアンダーパスのほかに、中野六丁目と中野一丁目の間にもアンダーパスが1か所ありますね。それから、明大中野のところには跨線橋が1か所あります。ただ、余り利用されてはいないです。

事務局として幾つか案を示させていただいて検討もしてきているのですが、先ほど九中の話がありましたが、やっとなんか九中と中央中を統合して中野中をつくったという経過から、九中が利用しにくいということと同じように、中野中学校が統合して学区域が定まっている中で、さらに学区域の見直しをして、これでいくと、先ほども委員長がご指摘になったように、南北にかなり長い学区域になるということが保護者や地域の方にとってみたらどう思うかとおられるのかなというのは悩ましいところですね。

高木委員長

掲げているものの優先順位が非常に難しいですよ。小・中の連携はすごく大切ですがけれども、実際、毎日通う子どもたちから見ると、目の前にあるのに遠くに通わされるとい

うのは酷ですし、この間もどこかの会合で、「目の前に新井小があるのに」というのを同じぐらいの世代の方に言われてしまって。あと、文部科学省の通達が出てから、ある程度、通学区域の指定に関しては、弾力的にとまでは言っていないのですけれども、四角四面にはやらないようにというのが出ていますので、どこまで通学区域というのを子どもたちに負担のないようにするのかというのともあわせて考えていかないと、「小中の通学区域は整合しました。でも、実際は皆さん目の前の学校に通っています」というと意味がないですから、そこちゃんと踏まえて、現実的なものをつくっていかないと実効性がないのかなとは思いますが。

山田委員

大幅な変更になるかもしれませんが、中野中の学区に関する小学校を平和の森と桃二にするという案。逆に、桃花小と本郷小を第二中の学区にするという案。南北を意識してということも考えられなくはないかなと。要するに、今までの学区を頭に入れ過ぎ。中学校区を一つの区域として見た場合ということも考えられなくはないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

事務局としても、検討の段階ではそういう形で縦に割るといようなことも検討いたしました。その場合の問題点はやはり桃花小の学区域なのです。桃花小としまして中野中の学区域になったところそのまま全部をまた別の中学校の学区域に入れるというのは、これもまた地域の理解を得るのはなかなか難しいというようなことで、検討の案からは外しております。

高木委員長

中野駅の南北交通というのは、将来的にもっと行きやすくないのですか。

教育長

西口をつくれます。

副参事（学校再編担当）

検討の段階では、今、教育長もちょっとおっしゃいましたけれども、西口をつくるとか、そういったことがありますので、将来的にはもう少し南北交通ができるかなと思います。

高木委員長

中学生になればいいですが、小学校だと、やはり小1を考えなくてははいけませんので、かなり長いと思います。中学生でも、安全は安全がいいのでしょうけれども、体力とかは

許容範囲がふえるのかなとは思っています。実際、長男が通っている七中の特別支援学級では、毎日20分ぐらい歩いて通ってくる生徒もいます。だから我慢しろということではないのですけれども、小学校区よりは少しアローアンスはあるのかなという理解はしております。

そうしますと、例えばC案で五丁目を中野中学校にして、平和の森のところを緑野にすると、その部分はB案に戻るといえることですかね。

副参事（学校再編担当）

A案でご説明したと思うのですが、A案におきましては、中野五丁目については中野中、平和の森小学校の北半分については緑野中ということでした。

高木委員長

A案に戻ってしまうということですね。

副参事（学校再編担当）

はい。そうしますと、平和の森小と桃二小については小・中の連携がとれないということになりますけれども、そこら辺をどう考えていくかということかなと思っております。

教育長

先ほど委員長が、区境の地域といいますか、例えば南中野中学校、それから北中野もそうだし、七中のところもそうだし、もっと言うと、二中の校区も今回のこの案ではほぼ小中の連携がとれることになります。小・中の連携というか、学区域を合わせることで、強引に小・中を合わせるとするのが難しいのであれば、連携の仕方の中で、ソフト面でいろいろ工夫していくということも副次的にはあるというふうに思います。そうすると、なるべく合わせるけれども、過去の経緯も踏まえた考え方というのをもうちょっと柔軟にしていくことも考えないと、この議論がなかなか先に進まないかなという気はしています。

高木委員長

7月の短期大学基準協会の会議に文部科学省の方が来て講演をしたのです。基本的には短期大学の話なのですが、その中で、6月に文部科学大臣が発表した「社会の期待に応える教育改革の推進」というレジュメを配って説明があったのです。その中で、短期大学教育体系の確立ということで、「6・3・3制の10年間」というお話がありました。その説明の中で、平成24年4月1日現在で、1,042校が特例の制度を利用して、学習指導要領によらない教育課程を編成して小中連携一貫教育をやっていると。本区の場合、そうではな

くて、特例を活用しないイメージで今のところはやっていますよね。そこで、三鷹市立の「にしみたか学園」というところで第二小学校、井口小学校、第二中学校が連携をやっています。今、本区がイメージしている小・中連携にかなり近い形なので。私もウェブで見ただけで余り細かいことは調べていないのですが、三鷹ですから、多分、土地は少し余裕があって、校区とかうまくはまっているのでしょうかけれども、ほかの区や市の小中連携のぐあいも少し見て、例えば半分に分かれている場合はどうするのかというの、可能であれば、あるいは「にしみたか学園」はどんなふうになっているか、ちょっと事務局のほうで調べていただいて、そういうのも参考にしながら、小中連携の具体的なイメージが我々もまだまだ出ていないので、基本的には小学校2校、あるいは3校に対して中学校1校でとは思っているのですが、例えば半分になったときにできるのかできないのかというのがちょっとまだわからないのです。そこを少し調べていただくと、この辺もヒントが出るかなという気がするのです。

指導室長

まず、三鷹を調べましたら、小学校と中学校の学区域がぴったり一致しているのですね。寸分たがわず一致しています。品川も小中一貫をやっているかと思いますが、品川は自由選択制をとっていますので、どこの中学校に行くかわからないような形での小中一貫なのです。そうすると、コンセプトが違っていて、三鷹の場合には地域がきちっと一致するという形で進めている。品川の場合には、独自の指導要領を別途つくって、その指導要領に基づいてどこでもやっているのですけれども、どこの中学校に行こうか、小中一貫教育というのは成り立つだろうと。そういう理屈みたいです。本区の場合には三鷹型を考えていくのですけれども、無理な部分があるかと思いますが、現在、作業部会でやっているところでは、オール中野で取り組んでいく小中連携の部分とそういう独自性、地域性という形の二本柱で考えていきたいなというふうには今検討しているところです。

教育長

今、委員長から「小中連携について調べてみて」というお話がありました。今は通学区域ということだけで小中連携の話をさせていただいているのですけれども、その内容についても少し議論する必要もあるかと思いますが、次回、イメージ的なもので指導室のほうで調べている内容をまとめて簡単にご報告させていただければと思います。

小中連携のイメージということで次回ご報告させていただきたいと思っておりますが、そ

のこととあわせて、通学区域が、今いろいろ意見を出していただきましたので、特に中野中学校と緑野中学校の学区域については、小・中合わせるとというのが非常に難しい状況もあるという議論も踏まえて、事務局のほうでもうちょっと検討したもので考え方を整理させていただいて、次回、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

山田委員

確認です。再編の議論を進めていく中で、やはり小規模化の解消と小・中学校の連携を目指した通学区域の整合性ということを原則論としてやっていくことでよろしいと思うのですが、今までの議論が進まないといけないので、ある程度決まってしまうところ、例えば南中野中のところ、北中野中のところ、七中のところは、今の段階ではある程度固定していて、それはある程度コンセンサスを得られたということで、そのほかのところを指導室からのご意見もいただきながらやっていく。そうしないと、これはなかなか進んでいかないのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

教育長

私どももそういう観点で資料をつくらせていただこうと思っています。

高木委員長

それでは、この南中野中学校校区、第二中学校校区、第七中学校校区、あと北中野中学校校区については仮で固定ということで、残りについて審議していくということで進めていきたいと思います。

それでは、中野区立小中学校再編計画の改定につきましては、本日の協議内容を踏まえて今後さらに協議を進めていきたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

高木委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第26回定例会を閉じます。

午前11時24分閉会